

台湾における証明標章制度

維新国際専利法律事務所

黄 瑞賢



維新国際専利法律事務所は2013年に設立された事務所である。弁護士・弁理士である所長の黄瑞賢氏は東京大学大学院応用生命工学を専攻し、日本企業に勤務した経験も有する。台湾弁理士会理事。

台湾では、商標法第80条から第94条に基づき、証明標章の保護が規定されている。証明標章の定義、性質および機能は通常の商標と異なるため、証明標章の出願人適格、出願書類についても通常の商標とは相違がある。台湾における証明標章制度について、以下に解説する。

(1) 証明標章の定義

台湾商標法第80条から第83条によると、証明標章とは、証明標章権者がこれを用いて、他人の商品または役務に係る特定の品質、精密度、原料、製造方法、産地またはその他事項を証明し、また、これによって証明されていない商品または役務と区別する標識をいう。

証明標章の出願人は証明能力を有する法人、団体または政府機関に限られる。商品または役務が使用規範書に定められた条件を満たす者は、証明標章権者の同意を得て、証明標章を商品または役務に使用することができる。したがって、証明標章は、商品または役務が一定の特性を有することを証明する証明機能を有するだけでなく、証明されていない商品または役務と区別する自他商品識別機能も有する。

証明標章は証明する事項により、一般証明標章と産地証明標章に分けられる。一般証明標章は、商品または役務の特定の品質、精密度、原料、製造方法またはその他事項を証明する。産地証明標章は、商品の産地または役務の提供地を証明する。産地証明標章の場合、当該地理区域の商品または役務は特定の品質、名声

またはその他特性を有していなければならない。すなわち、商品または役務の品質、名声またはその他特性と地理環境との間に一定の関連性が求められる。

(2) 証明標章の登録事例

- ・ 一般証明標章の登録事例



本標章は、台湾交通部観光局が出願し、登録されたものである。標章使用者の民宿、その設置、経営規模および関連施設措置等が「発展観光条例」、「民宿管理辦法」の規範を満たすことを証明する。

- ・ 一般証明標章（地名含む）の登録事例



本標章は、台湾經濟部工業局が出願し、登録されたものである。本標章の使用が生産する商品が「MIT 微笑産品検証制度推動要点」の台湾製商品規定を満たすことを証明する。この標章が証明する衣服、靴下、寝具、家電等商品の品質、名声またはその他特性は地理環境とは関連がないため、一般証明標章に属する。

- ・ 産地証明標章の登録事例



本標章は、台湾南投県政府が出願し、登録されたものである。本標章の使用者が生産する合歡山高冷茶が合歡山地区にて生産され、「南投県政府合歡山高冷茶産地証明標章使用規範書」の基準を満たすことを証明する。

(3)出願人適格および証明能力

出願人は他人の商品または役務の証明能力を有する法人、団体または政府機関に限られる。民法に基づいて成立された財団、社団法人、会社法等その他の法律に基づいて設立された法人、非法人団体または政府機関であってもよいが、自然人であってはならない。

台湾商標法第81条第2項は、「証明標章は商品または役務が有する特性を証明するものである。出願人が証明しようとする商品または役務に係る業務に従事している場合は、同業者と競争関係が存在し公正中立の立場を維持することが難しい。また、出願人が自己の商品または役務に当該標章を使用したところ、証明結果が公正客観か否かについても疑いが生じやすいため、出願人が証明しようとする商品または役務に係る業務に従事している場合は、登録を出願することができない」と規定している。さらに、台湾商標法第82条第1項では「出願人は証明する商品の製造、販売または役務提供に従事していない旨の声明書を提出しなければならない」と規定されている。

(4)識別性

証明標章の識別性とは、証明された商品または役務を表示し、証明されていない商品または役務と区別する特性である。よって、識別性の判断は標章とそれが証明する商品または役務との関係に基づく。証明標章が証明する商品または役務の関連説明、慣用標章もしくは名称、またはその他の識別性を有しない標識のみから構成される場合は、識別性を有しないため登録することができない。

一般証明標章中の地理的名称は単純な産地説明の意義を有するのみであり、一般証明標章権者に標章中の地理的名称について他人の使用を排他する権利を取

得したと誤認させないために、一般証明標章中に地理的名称が含まれる場合、証明標章権の範囲に疑義が生じる恐れを避けるべく、地理的名称の部分についてディスクレームを声明しなければ登録されない。

(5)証明標章出願における不登録事由

証明標章の出願における主な不登録事由として、次の2つがある(商標法第30条および第65条第3項)。

(i)証明する商品または役務の性質、品質または産地を公衆が誤認混同する恐れがある。

(ii)関連消費者に混同誤認を生じさせる恐れがある。

商標法第30条及び第65条第3項

商標法第30条及び第65条第3項

■留意事項

証明標章の使用とは、標章権者の同意を得た者が、証明標章の使用規範書に定められた条件の下で当該証明標章を使用することを指す。すなわち、標章権者の同意を得た者が販売を目的とし、証明標章を商品もしくはその包装容器に用いる、提供する役務に関連する物品に用いる、商品もしくは役務と関連する商業文書、広告に用いる、デジタルメディア、電子メディア、インターネットもしくはその他媒体物等を通じて使用することで、消費者にそれが証明標章であると認識させることをいう。

産地証明標章の登録は、その商品が市場で高い評価を得ることを保障するものではなく、標章権者が証明標章および当該標章が証明する商品を継続的に普及させ、標章使用が標章権者より確実に管理監督されているという状況の下で、消費者に当該標章を認識させ、当該標章が示す産地の商品は一定の品質、特性を有すると信頼させることで、産地証明標章の価値が体現されることになる。

■ 参考情報

- ・ 台湾商標法 第30条、第65条、第80～94条
- ・ 証明標章、団体商標および団体標章審査基準

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)